

規制シートの作成対象となる法律に関する政省令等に係る規制の名称リスト

規制シート 番号	法律名	府省庁	ページ
1-1	特定商取引に関する法律	消費者庁 経済産業省	1
1-2	警備業法	警察庁	3
1-3	銀行法	金融庁	4
	信用金庫法	金融庁	5
	労働金庫法	金融庁	6
	中小企業等協同組合法	金融庁	7
	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	8
	長期信用銀行法	金融庁	9
1-4	資金決裁に関する法律	金融庁	10
1-5	保険業法	金融庁	11
1-6	金融商品取引法	金融庁	12
1-7	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	14
1-8	資金の流動化に関する法律	金融庁	15
1-9	社債、株式等の振替に関する法律	金融庁	16
1-10、1-11	電波法	総務省	17
1-12	放送法	総務省	18
1-13	PTA・青少年教育団体共済法	文部科学省	19
1-14	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	厚生労働省	20
1-15	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	厚生労働省	21
1-16、1-17	持続的養殖生産確保法	農林水産省	22
1-18	外国為替及び外国貿易法	経済産業省	23
1-19	計量法	経済産業省	28
1-20	工業用水道事業法	経済産業省	31
1-21	工業用水法	経済産業省	32
1-22	鉱山保安法	経済産業省	33
1-23	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律	経済産業省	35
1-24	商品先物取引法	経済産業省	36
1-25	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	37
1-26	自然環境保全法	環境省	38
1-27	自然公園法	環境省	39
1-28	地球温暖化対策の推進に関する法律	環境省	40
1-29	土壌汚染対策法	環境省	41
1-30	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	環境省	42
1-31	騒音規制法	環境省	43
1-32	振動規制法	環境省	44

(府省名) 経済産業省

(法律名) 特定商取引法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
通知・通達等(1)	特定商取引に関する法律等の施行について

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(府省名) 金融庁
 (法律名) 資金決済に関する法律

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	資金決済に関する法律施行令
省令	前払式支払手段に関する内閣府令
省令	資金移動業者に関する内閣府令
省令	資金清算機関に関する内閣府令
省令	認定資金決済事業者協会に関する内閣府令
省令	資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令
省令	前払式支払手段発行保証金規則
省令	資金移動業履行保証金規則

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

(府省名) 金融庁
 (法律名) 保険業法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	保険業法施行令
省令	保険業法施行規則
省令	保険業法第一百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令
省令	保険業法第二百七十二条の二十五第二項に規定する区分等を定める命令
省令	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令
省令	外国保険会社等供託金規則
省令	免許特定法人供託金規則
省令	保険仲立人保証金規則
省令	保険会社等営業保証金規則
省令	少額短期保険業者供託金規則
省令	認可特定保険業者等に関する命令

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

(府省名) 金融庁

(法律名) 金融商品取引法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	金融商品取引法施行令
省令	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
省令	企業内容等の開示に関する内閣府令
省令	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
省令	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
省令	金融商品取引業等に関する内閣府令
省令	金融商品取引業者営業保証金規則
省令	金融商品取引業協会等に関する内閣府令
省令	金融商品取引所等に関する内閣府令
省令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
省令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令
省令	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令
省令	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令
省令	投資者保護基金に関する命令
省令	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第四十三条第一項に規定する資金の貸付けを定める命令
省令	証券金融会社に関する内閣府令
省令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令
省令	証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令
省令	上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令
省令	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
省令	発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
省令	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

省令	開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令
省令	証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令
省令	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令
省令	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
省令	金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
省令	金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令
省令	金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令
省令	特定金融指標算出者に関する内閣府令

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(府省名) 金融庁
 (法律名) 資産の流動化に関する法律

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	資産の流動化に関する法律施行令
政令	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令
省令	資産の流動化に関する法律施行規則
省令	特定目的会社の監査に関する規則
省令	特定目的会社の計算に関する規則
省令	特定目的会社の社員総会に関する規則
省令	資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令
省令	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令
省令	特定目的信託財産の計算に関する規則
省令	特定目的信託の権利者集会等に関する規則
省令	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

(府省名) 総務省

(法律名) 電波法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
省令	電波法施行規則
省令	無線局免許手続規則
省令	無線設備規則
省令	基幹放送局の開設の根本的基準
告示	電波法第二十七条の十二第一項の規定に基づく二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針
告示	無線設備規則別表第一号注二十一ただし書の規定に基づく移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(府省名) 総務省

(法律名) 放送法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
省令	放送法施行規則
省令	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式
告示	基幹放送普及基本計画
告示	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第八条第一号等の規定に基づくスクランブルの方式
告示	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第三条第二項第二号等の規定に基づく関連情報の構成及び送出手順等
告示	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四条第一項等の規定に基づく映像信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちPESパケット等によるものの圧縮手順及び送出手順

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 外国為替及び外国貿易法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	輸入貿易管理令
政令	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令
政令	外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令
政令	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令
政令	外国為替及び外国貿易法第56条の規定による意見の聴取の手続に関する政令
省令	輸出貿易管理規則
省令	輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令
省令	仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
省令	輸出貿易管理令第4条第2項第1号の規定に基づく、別表第2の1の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの
省令	輸出貿易管理令第11条第1号の規定に基づく、その輸出の承認の権限が経済産業大臣から税関長に委任される同令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物から経済産業大臣が告示で除くもの
告示	輸出貿易管理令別表第2の1の項の規定に基づく、経済産業大臣が告示で定めるダイヤモンド
告示	輸出貿易管理令別表第2の2第2号及び第22号の規定に基づく、経済産業大臣が告示で定める貨物
告示	輸出貿易管理令別表第2の21の2の項の規定に基づく、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素
告示	輸出貿易管理令別表第2の21の項の規定に基づく、経済産業大臣が告示で定める廃棄物
告示	輸出貿易管理令別表第2の36の項の規定に基づく、経済産業大臣が告示で定める絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物
告示	輸出貿易管理令別表第2の43の項の規定に基づく、経済産業大臣が告示で定める特別天然記念物及び天然記念物
告示	輸出貿易管理令別表第5第2号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物
告示	輸出貿易管理令別表第2の44の項で定める著作権等を侵害すべき貨物を指定する告示

告示	経済産業大臣の確認を受けないで輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、当該貨物の輸入の承認を受けることが出来る場合
告示	輸入貿易管理規則第4条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項
告示	輸入貿易管理規則第2条第4項に規定する入力装置に係る基準
告示	輸入貿易管理令第16条の規定に基づくウラン及びトリウムを輸入した者が報告すべき事項
告示	貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置に関する規程
告示	輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの
告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究
告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の二第一項に規定する入出力装置に係る基準
告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
告示	輸出貿易管理令第十条の規定に基づく原子力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項
告示	輸出貿易管理規則第一条の二第一項に規定する入出力装置に係る基準
通知・通達等(1)	輸出事後審査事務取扱要領[輸出注意事項62第12号]
通知・通達等(1)	商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承継に係る公示について
通知・通達等(1)	輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について
通知・通達等(1)	輸出関係書類の印刷販売について
通知・通達等(1)	うなぎの稚魚の輸出承認について
通知・通達等(1)	絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約実施における附属書 に掲げるラン科のうち、フラスコ栽培による苗の取扱いについて
通知・通達等(1)	ワシントン条約附属書の適用対象について
通知・通達等(1)	特定有害廃棄物等の輸出承認について
通知・通達等(1)	台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について
通知・通達等(1)	廃棄物の輸出承認について
通知・通達等(1)	アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について
通知・通達等(1)	ダイヤモンド原石の輸出承認について
通知・通達等(1)	関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について
通知・通達等(1)	輸入貿易管理令に基づいて輸入できる貨物の範囲について

通知・通達等(1)	輸入関係の発表形式について
通知・通達等(1)	輸入関係書類の印刷販売について
通知・通達等(1)	実績配分主義により輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の承継及び営業譲渡の場合の確認について
通知・通達等(1)	輸入関係書類の申請書の記名押印又は署名について
通知・通達等(1)	法人等の代表権者以外の者が名義人となって行う輸入関係承認等の申請について
通知・通達等(1)	輸入貿易管理令及び輸入貿易管理規則等の一部改正に伴う経過措置等について
通知・通達等(1)	特定手続等に係る申請者の届出について
通知・通達等(1)	中央省庁等再編に伴う輸入注意事項の読み替えについて
通知・通達等(1)	輸入割当ての内容変更について
通知・通達等(1)	特殊事由による貨物の輸入について
通知・通達等(1)	輸入貨物の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て
通知・通達等(1)	「外航船舶用品及び国際線航空機用品」の輸入割当て申請資格の確認について
通知・通達等(1)	加工貿易原材料に係る輸入割当て証明書の取扱いについて
通知・通達等(1)	軍納物資の輸入割当てについて
通知・通達等(1)	委託輸入の確認申請手続について
通知・通達等(1)	原産地及び船積地の解釈について
通知・通達等(1)	事前許可制廃止に伴う輸入注意事項の読み替えについて
通知・通達等(1)	ダイヤモンド原石の輸入について
通知・通達等(1)	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品について
通知・通達等(1)	原子力関連貨物の輸入承認について
通知・通達等(1)	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質の輸入の承認について
通知・通達等(1)	廃棄物の輸入の承認について
通知・通達等(1)	特定有害廃棄物等の輸入の承認について
通知・通達等(1)	台湾を船積地域とする特定有害廃棄物の輸入の承認について
通知・通達等(1)	口蹄疫ワクチンの輸入の承認について
通知・通達等(1)	輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について
通知・通達等(1)	決済通貨等の取扱いについて

通知・通達等(1)	輸入実績証明用輸入承認証写の記載について
通知・通達等(1)	関東通商産業局の組織改正に伴う経過措置について
通知・通達等(1)	関門通商事務所の廃止に伴う経過措置について
通知・通達等(1)	貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチルの輸入に関する確認について
通知・通達等(1)	当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモンリオール議定書附属書A、附属書B及び附属書Eに掲げる物質の輸入の事前確認制移行について
通知・通達等(1)	当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モンリオール議定書附属書Aに掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)、同議定書附属書Bに掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)、同議定書附属書Cに掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)及び同議定書附属書Eに掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の確認について
通知・通達等(1)	試験研究又は分析に用いられる、モンリオール議定書附属書に掲げる物質(輸入公表三の7の(11))の輸入の確認について
通知・通達等(1)	文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)第3条第2項の規定に基づき指定された特定外国文化財(以下、「特定外国文化財」という。)の輸入に関する確認について
通知・通達等(1)	武力紛争文化財の保護に関する法律(平成19年法律第32号)第2条第4項に規定する被占領地域流出文化財の輸入に関する確認について
通知・通達等(1)	生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて
通知・通達等(1)	農薬を輸入する場合の取扱いについて
通知・通達等(1)	ウラン及びトリウム(関税率表の番号で第26・12号、第2844・10号及び第2844・30号のうち、燃料加工又は同位体の濃縮に適する組成及び純度を有するものを除く。)の輸入に関する報告書の取扱いについて
通知・通達等(1)	輸入貿易管理令別表第1第1号に掲げる貨物の解釈について
通知・通達等(1)	輸入貿易管理令別表第1第1号に掲げる貨物の輸入に関する経過措置について
通知・通達等(1)	軍用航空機及び軍用航空機用原動機の解釈について
通知・通達等(1)	ほたて貝の解釈について
通知・通達等(1)	ふうちょう属に属する鳥類の解釈等について
通知・通達等(1)	鯨の解釈について
通知・通達等(1)	特定フロンの解釈について
通知・通達等(1)	第2種特定フロンの解釈について
通知・通達等(1)	1.1.1 - トリクロロエタンの解釈について
通知・通達等(1)	四塩化炭素の解釈について
通知・通達等(1)	臭化メチルの解釈について

通知・通達等(1)	ハイドロプロモフルオロカーボン(HBFC)の解釈について
通知・通達等(1)	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の解釈について
通知・通達等(1)	ブromoklorometanの解釈について
通知・通達等(1)	「機械類」の範囲及びその取扱いについて
通知・通達等(1)	生鮮果実の輸入について
通知・通達等(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入手続きについて
通知・通達等(1)	特定手続等に係る申請者の届出について
通知・通達等(1)	国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づく北朝鮮向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について
通知・通達等(1)	国際連合安全保障理事会決議第1929号等に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について
通知・通達等(1)	輸出貿易管理令第11条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について
通知・通達等(1)	原子力関連貨物の輸出に関する報告書の取扱いについて
通知・通達等(1)	ロシア連邦に対する武器等の輸出制限の厳格化について

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 計量法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	計量法の施行期日を定める政令
政令	計量法施行令
政令	計量単位令
政令	計量法附則第三条の計量単位等を定める政令
政令	特定商品の販売に係る計量に関する政令
政令	計量法附則第十九条第一項の日を定める政令
政令	計量法関係手数料令
省令	計量法施行規則
省令	計量法施行令附則第四条、第五条及び附則別表第四の規定に基づく質量計に係る経過措置に関する省令
省令	計量単位規則
省令	計量法附則第三条の計量単位の記号等を定める規則
省令	特定商品の販売に係る計量に関する省令
省令	特定計量器検定検査規則
省令	基準器検査規則
省令	指定期検定機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関に関する省令
省令	計量法第十六条第一項第二号イに規定する指定検定機関を指定する省令
省令	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令
省令	計量法附則第十九条第一項の日を定める政令第二項の日を定める省令
省令	指定製造事業者の指定等に関する省令
省令	計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令
省令	計量法関係手数料規則
告示	計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件

告示	計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類
告示	特定市町村が計量法第十九条の定期検査及び同法第百四十八条の立入検査等の事務を行う場合に必要となる計量器並びに器具、機械又は装置及び施設について
告示	燃料油メーター及び液化石油ガスメーターの外部装置との接続試験の方法について
告示	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について
告示	特定計量器検定検査規則第二十条の規定に基づく校正装置の基準について
告示	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について
告示	特定計量器検定検査規則第七十四条の三に規定する第七条第三項第一号の規定による届出を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準
告示	計量法第百六条第二項の規定に基づき、財団法人日本品質保証機構から検定を行う事業所の所在地の変更の届出があった件
告示	基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について
告示	計量法第十六条第一項第二号イの規定に基づく指定検定機関の指定
告示	計量法第百六条第三項において準用する同法第三十二条の規定に基づき、一般財団法人日本品質保証機構から検定業務の一部を廃止する届出があった件
告示	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令第二条の規定に基づく特例特定二次標準器及びその校正の期間の告示
告示	計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める自動者等給油メーターに係る点検等の基準等について
告示	計量法第十六条第一項第二号ロの規定に基づく指定製造事業者の指定
告示	計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準
告示	クロルデン等に係る特定計量証明事業の認定基準
告示	ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準
告示	計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定めるもの等
告示	計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置の指定
告示	計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の指定
告示	計量法第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
告示	計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定
告示	計量法第百四十三条の規定に基づく認定事業者の認定
告示	計量法施行規則第五十一条第四項及び第五十四条第三項の規定に基づき経済産業大臣が別に定める基準等について

通知・通達等(1)	指定製造事業者制度関係事務処理要領
通知・通達等(1)	指定製造事業者判定委員会運営要領

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 工業用水道事業法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	工業用水道事業法施行令
省令	工業用水道事業法施行規則
通知・通達等(1)	工業用水道事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 工業用水法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	工業用水法施行令
省令	工業用水法施行規則

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 鉱業保安法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	鉱山保安協議会令
省令	鉱山保安法施行規則
省令	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令
告示	鉱業上使用する工作物等の保安距離等
告示	鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等
通知・通達等(1)	工事計画の記載事項
通知・通達等(1)	鉱業権者が講ずべき措置事例
通知・通達等(1)	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針
通知・通達等(1)	鉱山における粉じん濃度測定マニュアル
通知・通達等(1)	鉱山保安監督規程
通知・通達等(1)	鉱務監督官任用基準
通知・通達等(1)	鉱務監督官任用基準の運用
通知・通達等(1)	鉱務監督官犯罪捜査規範
通知・通達等(1)	鉱山保安法に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法第12条第1項の規定による処分の基準
通知・通達等(1)	保安規程の変更命令基準
通知・通達等(1)	保安規程の法令適合性確認事項
通知・通達等(1)	鉱山保安法関係保安検査実施要領
通知・通達等(1)	保安指導実施要領
通知・通達等(1)	鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく作業監督者の選任要件について
通知・通達等(1)	地価税の課税の特別措置の適用に係る証明書申請について
通知・通達等(1)	電気事業法及び鉱山保安法の適用範囲及びその運用について

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令
省令	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則
告示	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第一号及び第二号に基づく有価証券及び金融機関を指定する告示
告示	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則第六条第二項の規定により経済産業大臣が定める割引率を定める告示
通知・通達等(1)	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について
通知・通達等(1)	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令等の解釈について

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」(発信者が本省庁課長クラス超の場合)、「通知・通達等(2)」(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 商品先物取引法

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	商品先物取引法施行令(昭和二十五年八月三十一日政令第二百八十号)
省令	商品先物取引法施行規則(平成十七年二月二十二日農林水産省・経済産業省令第三号)

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」「(発信者が本省庁課長クラス超の場合)」、「通知・通達等(2)」「(発信者が本省庁課長クラス以下の場合)」のいずれかを記載する。

(府省名) 経済産業省

(法律名) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令
省令	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則
省令	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第11条第3項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第11条の2第3項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令
省令	原子力発電環境整備機構に関する省令
省令	原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令
告示	特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針
告示	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画
告示	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則第15条並びに第16条第1号イ及びロの規定に基づく区分及び換算係数
告示	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第79条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、次の有価証券及び金融機関を指定した件
通知・通達等(1)	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

(府省名) 環境省

(法律名) 地球温暖化対策の推進に関する法律

(法令等のレベル)	(法令等の名称)
政令	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令
省令	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則
省令	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令
省令	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の算定に関する省令
省令	温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令
告示	電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数等
告示	電気事業者ごとの調整後排出係数
告示	地球温暖化対策の推進に関わる法律施行令第三条第一項口の規定に基づく電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、他人から供給された電気の使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数
告示	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件
告示	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件
告示	調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件
告示	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件
告示	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量を定める件
告示	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件
通知・通達等(1)	電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

(注)「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等(1)」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等(2)」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

